

正課中に医学生の身体に影響をきたす傷害が発生した際の対応 (針刺し・切創事故および皮膚・粘膜暴露事故等を含む)発生時のフローチャート

日本大学医学部

	学 生	指導教員又は担当教員 (1⇒2⇒3⇒4の手順で対応する。)	医療機関	学生課・教務課	担 任
傷害発生	直ちに、授業担当教員へ報告 (もしくは、授業担当者に報告)	1. 医師の診察が必要と判断した場合は、 当該診療科に診察依頼を行なう。	各診療科 <板橋病院> HIV以外の暴露： 消化器肝臓病内科、眼科等 HIVの暴露： 血液膠原病内科等 <日本大学病院> HBV, HCVの暴露： 消化器内科等 その他の暴露(HIVを含む)： 内科等 <その他の病院> 当該病院の感染対策マニュアル等に則り、診療科を受診する。		
	↓ 当該診療科受診	血液等の暴露の場合 (1) 感染症暴露 [HBV, HCV, HIV及び梅毒関連]の可能性ある場合は、各病院の感染対策マニュアルに則り、 直ちに対応する。 (2) 感染症の有無に関わらず当日中に受診させる。			
		2. 科目責任者へ報告する。 学生課及び教務課へ報告する。	【緊急性の高い場合や受診する診療科が不明の場合】 以下に連絡し、指示を仰ぐ。 ・板橋病院 救命救急センター初療担当医 (内線 8500) ・日本大学病院 救急科担当医 (内線 3150) ・その他の病院については、医療機関の担当者の指示に従う。	学生担当及び学務担当と発生事実を共有する。該当学生の受診に際し、事務員が付き添う必要があると判断される場合には、事務員が病院に付き添う。	保護者へ連絡する。 ※ 経緯や症状などの詳細について、回答する必要がある場合は、担当教員や診療科医師との連絡を取り次ぐ。
		3. 関係書類を作成する。 (1) 針刺し・切創事故及び皮膚・粘膜暴露事故等の場合は、 病院感染予防対策室に報告し、関係書類を作成する。 (2) 傷害事故報告書(学生課又は医学部のホームページから様式をダウンロード可)を作成し、 原本を学生課、コピーを教務課 に提出する。		担任及び病院医事課に報告する。 →	
		4. 必要に応じて、保護者に事故発生の際の経緯等の詳細を報告する。	必要に応じて、保護者に症状・経過等を説明・報告する。	健康保険組合に使用許可の連絡 ↓ 医学部学生傷害事故等調査委員会で審議 (承認された場合) ↓ 日本大学本部へ申請 ↓ 日本大学本部から治療費(健康保険の一部負担金)給付	
	治療費の還付 ←				